

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和3年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20210105	株式会社 Boy the mover(法人番号4020001107714佐藤 恵亮	神奈川県川崎市幸区南加瀬4-21-47	本社	神奈川県川崎市幸区南加瀬4-21-47	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年9月16日及び同年10月9日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(6)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	0	0
20210112	株式会社 セントラル(法人番号1012701011298酒井 崇	東京都西東京市富士町6-5-16	本社	埼玉県入間市宮寺2919-24	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年11月25日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20210119	朝倉運輸 株式会社(法人番号3070001005567小島 一郎	神奈川県横浜市港南区大久保2-14-1-610	群馬	群馬県伊勢崎市赤堀井町2-1129-3	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年2月28日及び同年4月24日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行指示書による指示義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	14	14
20210119	株式会社 アラックス(法人番号8070001013061新井 一郎	群馬県伊勢崎市日乃出町701-6	本社	群馬県伊勢崎市日乃出町701-6	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年6月24日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(5)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	4	4
20210119	幹光運輸 株式会社(法人番号8050001009929植原 和信	茨城県稲敷郡阿見町吉原1248	本社	茨城県稲敷郡阿見町吉原1105-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年6月16日及び同年7月7日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
20210119	株式会社 寛商事(法人番号3050001014933寛 茂和	茨城県坂東市勸助新田70-1	本社	茨城県坂東市勸助新田70-2	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年7月28日及び同年8月25日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和3年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20210119	株式会社 リョウエイ物流 (法人番号6011401006884 砂永 篤志	東京都板橋区徳丸6-7-8	本社	東京都板橋区徳丸6-7-8	輸送施設の使用停止 (180日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和2年3月19日及び同年9月29日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行指示書による指示義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(7)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(8)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条、自動車事故報告規則第3条第1項)	22	18
20210122	株式会社 山芳荷役(法人 番号7070001021305山田 芳民	群馬県太田市粕川町73-7	本社	群馬県太田市粕川町73-7	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年11月17日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20210129	株式会社 飯田重機(法人 番号9020001060520飯田 憲治	神奈川県横浜市中区南 仲通1-13	本社	神奈川県横浜市旭区金 が谷609-2	事業停止(3日間)、輸 送施設の使用停止(190 日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和元年12月5日及び同年12月20日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書による指示義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	76	21

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)